

名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方（案） について市民のみなさまのご意見を募集します

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、平成20年4月に施行しました。

また、すべての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、平成28年10月に施行されました。

そのような中、名古屋市では、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利擁護に取り組む第三者機関の設置を検討しております。

つきましては、「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方（案）」をまとめましたので、みなさまのご意見をお聞かせください。

募集期間

平成30年12月21日（金曜日）から平成31年1月25日（金曜日）まで

（郵便の場合は1月25日必着、ファックスまたは電子メールの場合は当日送信日時記録有効）

提出方法

別紙「意見の提出用紙」に、意見、住所、氏名、年齢をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、裏表紙の提出先までお送りいただくか、直接子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室までお持ちください。

※ 任意の様式でもご提出いただけますが、名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方（案）に対するご意見であること、住所、氏名、年齢を明記してください。

※ 電話または来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※ 直接お持ちいただく場合は、月曜日から金曜日（祝日ならびに12月29日から1月3日を除く）の午前8時45分から午後5時30分までにお越しください。

※ 皆様からのご意見に対しましては、個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見につきましては、後日本市の考え方とあわせて公表する予定です。

個人情報取扱い

・意見公表の際は、住所、氏名など個人が特定できるような内容は掲載しません。

・住所、氏名などについては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理します。

名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方

基本方針

○公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利擁護に取り組む、子どもの権利擁護機関として、子どもの権利擁護委員を設置します。

権利擁護委員の職務及び責務

【職務】

- 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行います。
- 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行います。
- 勧告等の内容を公表します。
- 子どもの権利擁護に係る周知啓発を行います。

【責務】

- 子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めなければなりません。
- 公平かつ適切に職務を遂行しなければなりません。また、職務に当たっては、市の機関等と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければなりません。

すべての人の責務

- 市の機関等を含みすべての人は、権利擁護委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。
- すべての人は、子どもの権利を保障するため、子どもの権利が侵害されていると思われる子どもを発見した場合は、権利擁護委員に相談または申立てをしなければなりません。

相談・申立て

- すべての人は、すべての子どもの権利の侵害に関する事項について、権利擁護委員に対して、相談及び救済の申立てをすることができます。
- 権利擁護委員は、相談及び申立てがあった場合は、これを受理しなければなりません。
- 権利擁護委員は、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内に通学若しくは通勤等をする市外在住の子どもに関するものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、責任を持って、適切な機関に引き継がなければなりません。
- ※子どもの権利の侵害に関する相談及び申立ては、どなたからでも、どこで起きたことでも受け付けます。

ちょうさ
【調査】

- 権利擁護委員は、申立てがあった事案について調査しなければなりません。
- 権利擁護委員は、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査をしなければなりません。
- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、市の機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査することができます。
- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができます。

かんこくなど
【勧告等】

- 権利擁護委員は、調査及び調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正や制度改善を求める勧告をすることができます。
- 権利擁護委員は、調査及び調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正を求める要請をすることができます。
- 勧告及び要請を受けたものは、それを尊重しなければなりません。

ほうこく
【報告】

- 権利擁護委員は、勧告及び要請を行ったときは、是正等の措置の状況について報告を求めるものとします。
- 市の機関は、権利擁護委員に対し、是正等の措置の状況について理由を付して報告しなければなりません。
- 市の機関以外のものは、権利擁護委員に対し、是正の措置の状況について理由を付して報告するよう努めなければなりません。

さいちょうさおよ さいかんこく
【再調査及び再勧告】

- 権利擁護委員は、報告等により、必要があると認めるときは、再調査及び再勧告または再要請をすることができます。

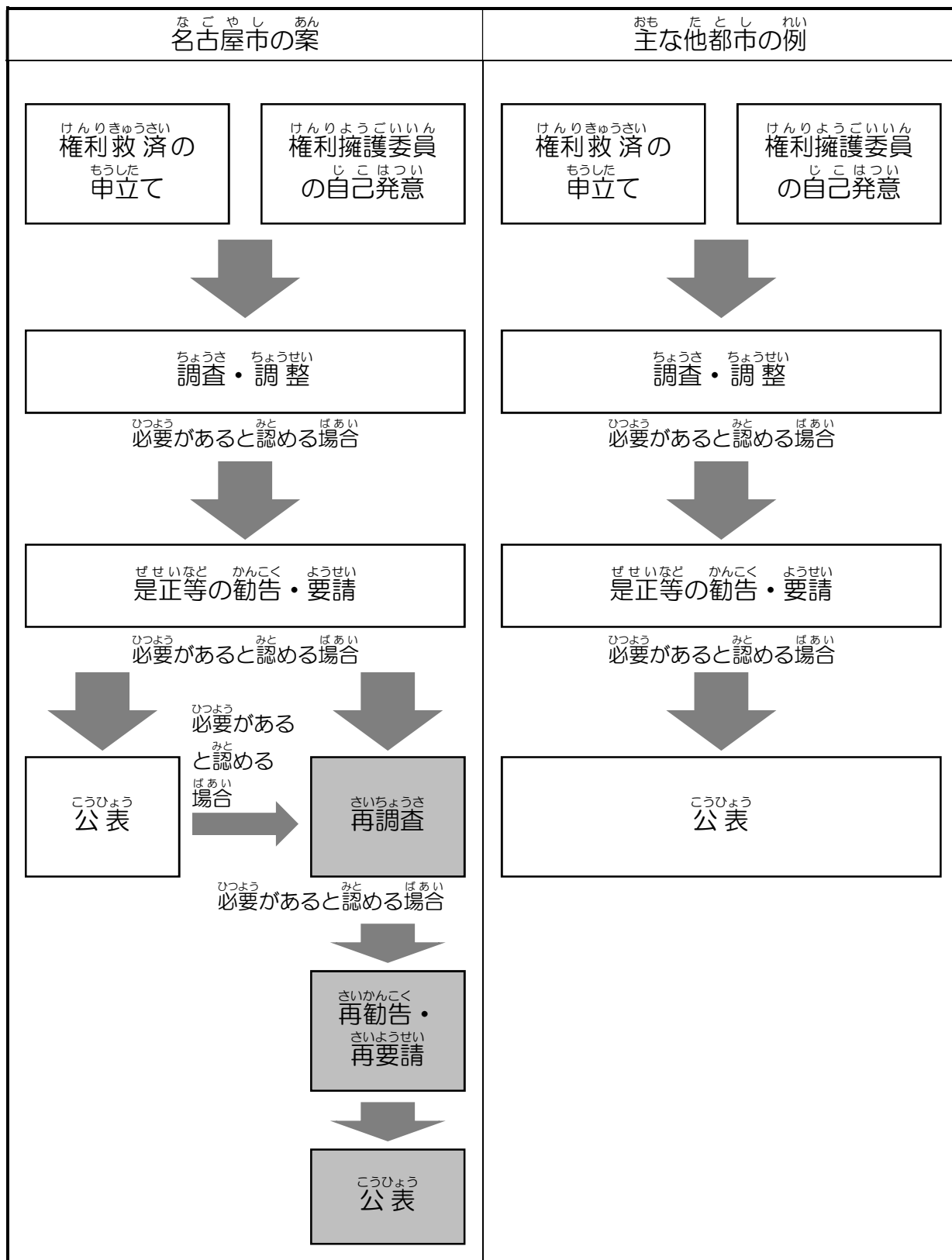
こうひょう
【公表】

- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、勧告、要請及び報告（理由を含む。）の内容を、公表しなければなりません。ただし、再勧告及び再要請をした場合は、その内容を、公表しなければなりません。

※裏面に【申立てから公表までのイメージ図】があります。

再調査・再勧告の仕組みにより実効性を高めます。

もうした こうひょう す
【申立てから公表までのイメージ図】



いけん ていしゅつさき と あ さき
【意見の提出先・お問い合わせ先】

な ご や し こ せいしやうねんきよく こ みらいきかくたんどうぶ みらいきかくしつ しやくしよほんちやうしゃ かい
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室（市役所本庁舎1階）

じゅうしよ
住所：460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

でんわばんごう
電話番号：052-972-2522 ファックス番号：052-972-4204

でんし
電子メール：a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp